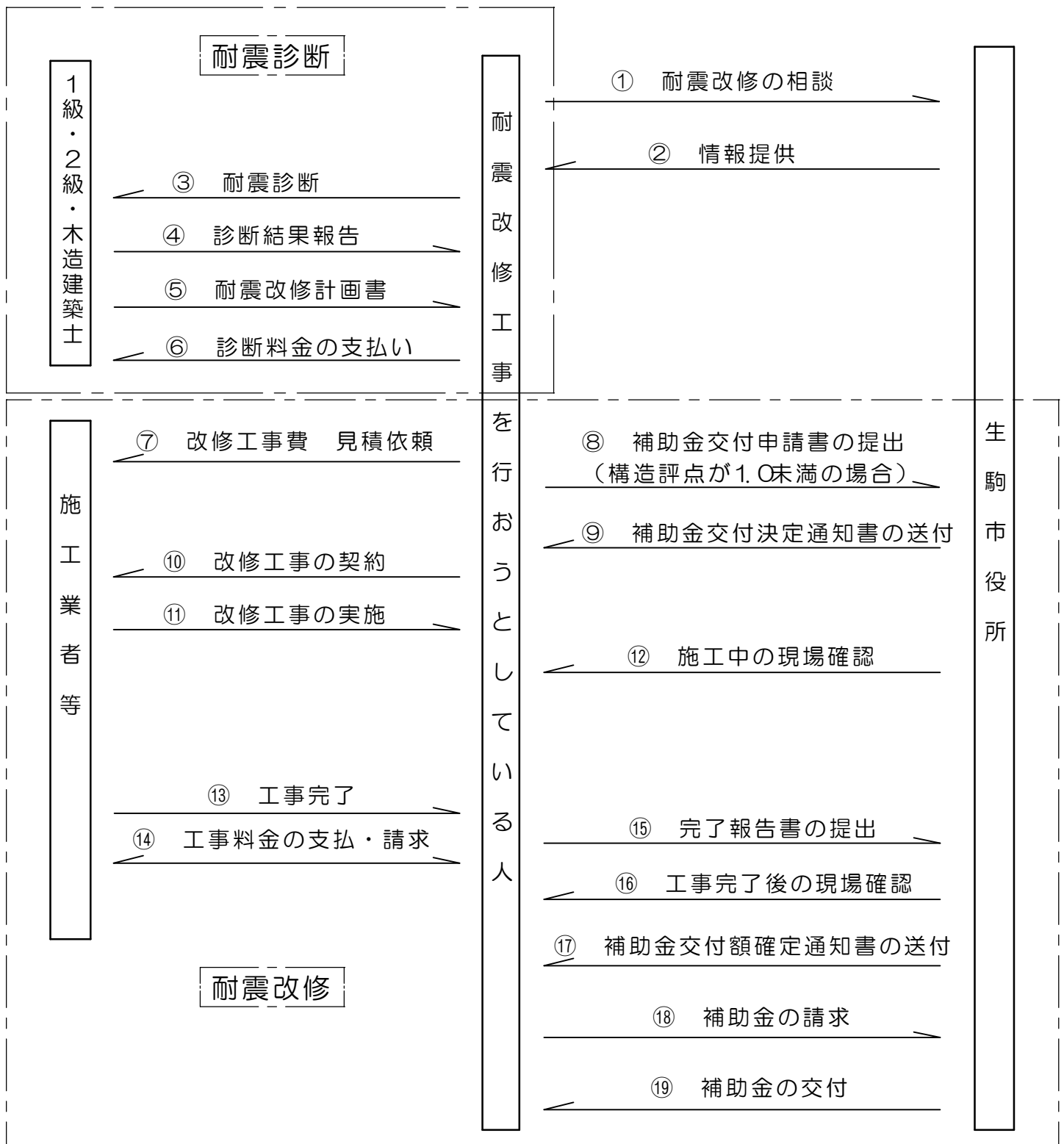


# 既存住宅耐震改修工事補助制度の手続きの流れ



- ①・② 耐震改修の補助を受けようとする人は、建築課窓口で事前相談を受けてください。
- ③～⑥ 建築士に耐震診断を受けてください。（生駒市で、簡易耐震診断の補助制度もあります。）
- ⑦ 耐震改修計画書に基づき、改修工事費の見積もりを依頼してください。
- ⑧・⑨ 耐震改修工事補助申請書を建築課に提出してください。審査を行い補助金の交付が決まれば、補助金交付決定通知書を送付します。
- ⑩～⑬ 耐震改修工事の契約を結び、耐震工事を行ってください。  
※ 改修工事中に、改修計画等が変更になった場合は建築課まで連絡ください。
- ⑭～⑰ 耐震工事が終わったら、料金の支払い協議をし、必要書類を添えて完了報告書を提出してください。審査を行い、補助金確定通知書を送付しますので、請求書を提出してください。その後、指定口座に入金します。

○ 耐震診断を既に、終了している方は、⑤からのスタートになります。